



特許庁特許審査第四部伝送システム

清水 康志 shimizu-yasushi1@jpo.go.jp

著作権と営業秘密



■はじめに

昨年12月に、「知的財産戦略大綱」に基づいて「知的財産基本法」が制定されました。その第2条には、「知的財産」について次のように明記されています。

「この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物、その他の人間の創造活動により生み出されるもの（発見または解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号、その他事業活動に用いられる商品または役務を表示するものおよび営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報をいう。」

今月は、「知的財産」のうち、「著作物」と「営業秘密」について考えます。特に、著作権法と不正競争防止法の改正の動きを紹介します。知的財産制度の整備にあたっては、日本国民全体が、つまり権利を保護される側・権利を利用する側の双方が、納得できる制度に仕上げていく必要があります。そこで、「知的財産戦略大綱」では、権利強化と自由競争のトレードオフについても言及しています。つまり、権利強化により自由競争が妨げられた場合、独占禁止法を始めとする競争法で対応します。必要に応じて、競争法を強化することも考慮されています。そして、現代社会が有している基本的価値に留意しつつ、バランスのとれた制度を目指す旨明記されています。



■著作権法の一部を改正する動き

行動計画の推進

文部科学省は、「知的財産戦略大綱」「知的財産基本法」の具体的な行動計画を推進するため、文化審議会著作権分科会に5つの小委員会を設置しました：(1) 法制問題小委員会、(2) 契約・流通小委員会、(3) 国際小委員会、

(4) 著作権教育小委員会、(5) 司法救済小委員会。
各小委員会での検討事項を以下に紹介します。

各小委員会での検討事項

(1) 法制問題小委員会

「知的財産戦略大綱」「知的財産基本法」の目的の1つは、現代社会の基本的価値に見合った保護の強化にあります。たとえば、デジタル情報が強力に保護されなければデジタル・コンテンツ産業は成立しません。また、放送事業者や実演家の権利を始めとして、ネットワーク上での著作権については国際条約の検討が進められています。批准国としては条約採択後に必要な処置をとる必要があります。そこで、「法律ルール」の整備にあたり、法制問題小委員会では、次のことを提言しています。

① 個別の権利のあり方。

・現在、映画と一般の著作物では保護期間が異なっている。これを、映画の著作物の保護期間を延長することにより解消する。

・「私的使用のための複製」を認めていることで、不要となったオリジナルCDが中古市場へ流出し、権利者の利益が不当に害されていることへの対応を図る。

・現在の「私的録音録画補償金制度」は、「機器」および「記録媒体」の価格に上乘せするかたちで権利者に対する補償金の徴収を行っており、個々の複製行為やその回数など、複製行為の「実態」と連動していないので、この見直しを行う。

② 権利制限の見直し。

・教育関係においては、「例外的な無許諾利用」の範囲を拡大する。

・「拡大教科書」の作成にあたって、関係する権利制限を見直す。

・図書館関係においては、公共貸与権を拡大する（なお、図書館等が例外的に許諾を得ずにファクシミリ等の公



衆送信により複製物を提供できるようにすることは、引き続き関係者間協議となった。

③引き続き検討する事項

著作権と著作隣接権を統合する等、著作権法を単純化する。さまざまなコンテンツに対する「アクセス権」を創設、あるいは保護する。

(2) 契約・流通小委員会

「知的財産戦略大綱」「知的財産基本法」には、著作物等の「円滑な流通」の促進が挙げられ、いくつかの課題についても記述があります。ここでいう流通とは、宅配物や郵便物ではなく、「権利の譲渡」を考えています。契約・流通小委員会では、著作物等の「流通」を円滑にするために、次のことを提言しています。

①「ビジネスモデル」と「契約システム」

権利者を保護しつつ、著作物の円滑な流通を促進するには、適切な「ビジネスモデル」と「契約システム」が必要である。

②「意思表示」マーク

権利者の許諾の意思を、正確に、しかし、簡単に伝える「意思表示システム」が必要になる。当面は、許諾内容等を表示する「マーク」を策定し、段階的に普及を図る。

③契約にかかわる法制の改正

現在の法制では、著作権が第三者に譲渡されると、利用許諾を受けていた利用者は継続利用ができなくなる。これは、譲渡人が、利用者との間の利用許諾契約を承継していないことによる。この利用者の保護については、引き続き検討が必要。

(3) 国際小委員会

「知的財産戦略大綱」「知的財産基本法」は、著作権保護の国際的課題についても言及しています。国際小委員会では、次のことが提言されました。

①海賊版対策

我が国の著作物の海賊版を防止・僕滅するためには、その実態把握を徹底して行い、戦略的に諸外国との連携を図る必要がある。

②インターネット上の著作権侵害

インターネットの普及に伴い、国境を越えた権利侵害が生じることがある。この場合、侵害訴訟をどの国の裁判所で管轄するかが問題となる。管轄の決定ルールについては、著作権保護に関するベルヌ条約を始めとする既存の条約上において、関連規定を明確に記述する必要がある。

③WIPOで検討する新条約

WIPO（世界知的所有権機構）では、現在、「映像」に関する実演家や放送機関に関する条約案を検討している。我が国も、その早期対策に向け積極的に貢献すべきである。

(4) 著作権教育小委員会

「知的財産戦略大綱」「知的財産基本法」では、「著作権教育」の充実も考慮されています。著作権教育小委員会では、次の事柄が提言されました。

①著作権教育が目指すもの

基本的目標は「社会のすべての人々が、各人にとって必要な著作権についての知識や意識を持ち、知的創造活動の所産である著作物を創ること、すでにある著作物の利用が適切に促進されること」とする。この実現に向け、「すべての人々」にかかわる目標、「学校教育」にかかわる目標、「大学教育」にかかわる目標等についての具体的提案を行う。

(5) 司法救済小委員会

「知的財産戦略大綱」「知的財産基本法」には、訴訟制度の改善、損害認定制度の検討、紛争処理体制についても言及されています。司法救済小委員会では、「司法救済制度」の充実について検討がされ、次の提言が行われました。

①害行為の立証負担軽減

従来は、権利侵害を訴える側が、侵害を立証する必要がありました。これは原告にとって、大きな負担です。そこで、被告が侵害行為を否認する場合には、被告自身が自己の行為を具体的に説明しなければならないこととする。

②損害額の立証負担の軽減

原告は、損害額についても立証する必要がありました。これについては、新たな「損害額算定制度」を導入することで、負担を軽減すること。

③引き続き検討する事項

裁判を利用しやすいものとするためには、他にもいろいろ課題があります。たとえば、法定賠償制度、侵害の数量の推定、弁護士費用の敗訴者負担、三倍賠償制度（懲罰的賠償制度）、権利侵害の対象となる行為の見直し、罰則の見直し、裁判外紛争解決等のあり方等が挙げられています。

著作権の一部を改正する法律案

法制問題小委員会のこれまでの検討を経て、著作権の一部を改正する法律案が今国会（第156回）に提出され成立しました。主な改正項目は、映画の著作権存続期間



を公表後 50 年から 70 年に延長すること、著作物の公正な利用を図るため教科書用拡大図書の作成、遠隔授業等をより円滑に行えるようにすることなどです。



■不正競争防止法の改正の動き

行動計画の推進

経済産業省は、「知的財産戦略大綱」「知的財産基本法」の具体的な行動計画推進のため、産業構造審議会知的財産政策部に 4 つの小委員会を設置しました：①特許制度小委員会、②紛争処理委員会、③不正競争防止小委員会、④経営・市場環境小委員会。

ここでは特に、不正競争防止小委員会での検討事項を、以下に紹介します。

不正競争防止小委員会での検討事項

不正競争防止法の改正の方向性について

(1) 刑事保護の導入

営業秘密とは、特許出願前の技術データ、製造ノウハウ、販売マニュアル、顧客情報、事業に有用で管理された秘密情報をいいます。世界規模での競争激化や IT の進展等に伴い、営業秘密の流出は国外にまで及ぶようになり、企業の競争力の低下の懸念が増大しています。諸外国の対応を見ると、1990 年代に入り、米 (1996) 独 (1986) 仏 (1992) 等のみならず、中国 (1997) 韓国 (1998) までもが営業秘密の不正取得等に刑事罰を導入・強化を行っています。このような状況を踏まえ、刑事保護の導入が検討されました。

具体的な改正の方向として、営業秘密に関する次のケース 1、ケース 2 に対して刑事罰 (親告罪) の導入が検討されました。

ケース 1

不正競争の目的で、不正な方法 (暴行・脅迫・窃盗等) により保有者の管理を破って営業秘密を取得・使用・開示。

ケース 2

役員・従業員等が保有者から示された営業秘密を、不正の競争の目的で、外部に使用・開示。

ただし、次の 3 つの自由が担保されていることに留意する必要があります。

内部告発の自由／報道の自由

①反社会的な情報 (環境汚染等) は、営業秘密にあたらない。

②不正の競争の目的がある場合 (例：競合他社を利用する目的) のみを処罰する。

職業選択の自由

③元従業員については、ケース 2 の行為を処罰しない。ただし、退職前に不正に自宅に持ち出す行為はケース 1 として処罰。

(2) 民事的保護の強化

これまでは相手方の侵害行為や、その損害額を立証することが困難であり、「侵害し得」の状況が生じている。他方、特許法では、平成 10 年・11 年の法改正以来、多額の賠償金を認める判決が出されている。そこで、保護の強化が検討されました。改正の方向性としては、特許法と同様に

①侵害行為の立証の容易化規定を導入

・文書提出命令の拡充 等

②損害額の立証の容易化規定を導入

・逸失利益の立証容易化規定の導入
・計算鑑定人制度の導入 等

(3) ネットワーク化への対応

これまでは、ネットワークを通じたプログラムの提供等の新たな流通・サービス形態が、不正競争防止法の保護を受けるかが不明確でした。

改正の方向性としては、商標法等と同様に、商品等表示を不正に使用したプログラムを、電気通信回線を通じて提供を行う行為が不正競争行為に該当することなどを明確化することで検討されました。

改正法案

平成 14 年 6 月 26 日に第 1 回小委員会が開催されてから、平成 15 年 2 月 7 日の第 7 回小委員会には、不正競争防止小委員会報告書が取りまとめられ、この検討結果を踏まえた不正競争防止法の一部を改正する法律案が今国会 (第 156 回) に提出され成立しました。この法律の主な改正点は、①他人の商品表示として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用した商品を電気通信回線を通じて提供して、他人の商品または営業と混同を生じさせる行為等が、「不正競争」に含まれることを明確にすること。②この法律にいう「物」には、プログラムが含まれることを明確にすること。③刑事罰 (親告罪) の導入です。



■おわりに

「知的財産戦略大綱」で、「知的財産立国」とは、ものづくりに加えて、「情報づくり」を産業の基盤に据えた国家戦略であると謳われています。つまり、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある知的資産の創造です。そして、「知的財産戦略大綱」は、この国家戦略に向けて、より合理的な法的環境を整備するものです。環境は多くの方々に活用されてこそ、意味を持ちます。この環境整備に携わるものとして、「知的財産立国」に向けた、皆様のご活躍を願ってやみません。

参考文献

- 1) 知的財産戦略大綱：2002年7月3日、知的財産戦略会議。
- 2) 知的財産基本法：平成14年12月4日法律第122号。
- 3) 文化審議会著作権分科会審議経過報告：平成15年1月、文化審議会著作権文化会。
- 4) 不正競争防止法の見直しの方向性について：平成15年2月、産業構造審議会、知的財産政策部会、不正競争防止小委員会。
- 5) 半田正夫、紋谷鶴男 著：著作権のノウハウ、第3版、有斐閣。
- 6) 生駒正文 著：(注目) 著作権判例紹介、特許ニュース、平成15年6月11日、経済産業調査会。

(平成15年6月9日受付)

ぱつと、一息。

《著作隣接権》

関係条約の構成も含め、現在の著作権法制度は、「創作性」に着目した「著作権」と、行為に着目した「著作隣接権」に分けられている。「著作隣接権」とは、その行為者である実演家、レコード製作者、放送事業者および有線放送事業者の四者に与えられた著作権類似的排他的独占権を指す。

《著作権法の単純化》

「著作権法の単純化」には、法制構造の単純化、権利規定の単純化、権利制限の単純化の3つの視点がある。構造的視点では、「著作権」と「著作隣接権」を統合してさまざまなコンテンツを広く共通のルールで保護する。権利規定の視点では、著作物の伝達手段の急激な発達・多様化による「公衆伝達」系統の権利の整理・統合を図る。権利制限の視点は、「例外規定」(権利制限規定)を大まかに規定して、具体的適用関係は司法判断に委ねる。

《著作物への「アクセス権」》

情報技術の発達により、「データ全体の暗号化」や不正アクセス防止の「鍵」をかける技術等が開発されている。これにより、デジタル化されて流通する著作物に対する「知覚行為」をコントロールできるようになってきた。法制度の面からのコントロールとしては、「アクセス権」の創設、「デコーディング権(暗号解除権)」等の創設、技術保護手段に関する制度の拡大等、さまざまな方法があり得る。

《私的録音録画補償金制度》

デジタル技術により質的にも市販のCDやビデオと同等の複製物が作成されるようになったことから、平成4年の著作権法改正により、デジタル方式での「私的使用のための複製」によって生じる損害を補填する補償金制度である。本来は、録音・録画という利用行為ごとに権利者に補償金を払うべきものであるが、個々の利用者の実態を把握することが困難であることから、政令により指定された「機器」および「記録媒体」の価格に上乗せするかたちで補償金の徴収が行われている。

《「ビジネスモデル」と「契約システム」》

著作権関係のビジネスは、これまで、多数の権利者から集中して権利行使の委託を受け、多数の利用者に許諾を行う(1対N)契約形態が発達してきた。しかし、情報化の進展により、すべての人々が著作物の権利者・

利用者となる時代を迎え、著作権の契約形態は、通常の商取引や契約の形態である(N対N)の契約促進が重要となってきている。この(N対N)の契約形態での多様な「ビジネスモデル」の構築についての研究がのぞまれる。

一方、すべての人々が著作物の権利者・利用者となる時代を迎えると、法令や契約実務に精通していなくても、著作物の利用に係る書面契約を交わすことができるよう、スタンダードな「契約書例」や、「図」などを活用して、契約書の内容が素人にも理解できるようにした「契約システム」の構築が必要となる。

《拡大教科書》

現在、盲学校や小・中学校の特殊学級等において、一部の弱視の児童生徒により、教科書の文字を拡大した、いわゆる「拡大教科書」が活用されている。拡大教科書を作成する場合にも、一定の額の補償金を支払えば、例外的に著作者の許諾を得ずに、既存の著作物を掲載できることとするとともに、ボランティア等により非営利・無料で譲渡される場合には、補償金の支払いを免除する。

《法定賠償制度》

デジタル化・ネットワーク化の進展により、侵害行為の発見や損害額の立証がきわめて困難になっている。このため、権利者による損害立証負担を軽減するため、法定された金額の範囲内で裁判所が認める金額を損害額とできるのが、いわゆる「法廷賠償制度」である。権利者は、侵害の成立だけを立証すれば、損害賠償請求を行えるとするもの。

《侵害の数量の推定》

権利者が立証した数量の2倍の数量を基に損害額を推定する規定。この推定規定は、懲罰的損害賠償制度とは異なる。

《三倍賠償制度(懲罰的賠償制度)》

知的財産権の侵害に対しては、損害賠償が抑止力として効果的であるという見解もあり、「侵害し得」の社会からの脱却、侵害に対する抑止機能の強化といった観点から、立証された損害額の3倍の額を賠償額とする、いわゆる「三倍賠償制度」である。「三倍賠償制度」の導入は、損害賠償制度全体にかかわる大きな問題であり、引き続き検討が必要。